平成２４年（フ）第９０８号
千葉市中央区都町３丁目26番８号昭亜ハイツ２Ｄ
債務者　坂脇　敏雄
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２２号
千葉市若葉区みつわ台４丁目９番１号アドバンスみつわ台301号
債務者　栗山　龍虎
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２４号
千葉県八千代市緑が丘２丁目25番地26グランヴェールⅠ101
債務者　沢井　　功
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４５号
千葉県船橋市薬円台１丁目28番９―101号
債務者　渡邉真由美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０５号
兵庫県姫路市岡田706番地９
債務者　福本　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１号
高知県安芸市穴内甲18番地
債務者　仙頭佐江子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
長崎県長崎市大園町11番18―108号、旧住所長崎県長崎市畝刈町247番地１
債務者　尾﨑　敏範
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目111番地３
債務者　竹中　公佑
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５０号
宮城県石巻市大森字的場１番地
債務者　齊藤　　智
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
千葉県船橋市二和西４丁目25番９号サニーコーポ二和205号
債務者　高林　正義
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６４号
千葉市若葉区みつわ台２丁目15番５号　県住105号
債務者　高橋亜津美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６９号
千葉県市原市光風台４丁目253番地
債務者　齋藤　弘子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７８０号
千葉県習志野市本大久保２丁目１番２号スイートパレス習志野101号
債務者　高橋　佳浩
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８２７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区13棟502号
債務者　新井　初江
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４０号
千葉県市原市東国分寺台２丁目７番地１ユートピアＡ102
債務者　徳井　義雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４１号
千葉県市原市東国分寺台２丁目７番地１ユートピアＡ102
債務者　徳井由美子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４９号
千葉県市川市北方町４丁目1888番地36
債務者　高橋　三枝（旧姓岩佐）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８６１号
千葉市稲毛区宮野木町1286番地112
債務者　小林　一幸
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係